

都道府県宅建協会長殿



25 (公社) 全宅連発政策 38 号

平成 25 年 9 月 20 日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

政 策 推 進 委 員 会

委 員 長 小 林 勇



「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴う「宅地建物取引業法施行規則」及び「積立式宅地建物販売業法施行規則」の一部改正について（周知のお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、国土交通大臣及び都道府県知事は、宅地建物取引業者に対する業務停止処分等の監督処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を官報及び各都道府県の公報により公告しなければならないこととされております。この件について今般宅地建物取引業法施行規則が改正され、都道府県知事の処分については従来の都道府県の公報に加えウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとされ、国土交通省より本制度に係る周知の要請がございましたので御案内申し上げます。

都道府県協会におかれましては、貴協会会員に対し適宜ご周知方よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

記

「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴う「宅地建物取引業法施行規則」及び「積立式宅地建物販売業法施行規則」の一部改正について

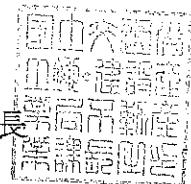
平成 25 年 9 月 13 日 国土動第 53 号

以上

國 土 動 第 5 3 号
平成 25 年 9 月 13 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴う「宅地建物取引業法施行規則」及び
「積立式宅地建物販売業法施行規則」の一部改正について

標記について、別添のとおり都道府県あて通知したので、参考にされたく通知する。

国 土 動 第 5 1 号
平成 25 年 9 月 13 日

各都道府県主管部長あて

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴う「宅地建物取引業法施行規則」及び「積立式宅地建物販売業法施行規則」の一部改正について

標記について、第183回国会において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「第3次一括法」という。）が成立し、その一部が平成25年9月14日から施行されることに伴い、第3次一括法の一部の施行に伴う整備省令の中で、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）及び積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和46年建設省令第29号）について下記のとおり改正を行い、第3次一括法の一部と同様、平成25年9月14日から施行する。

法の施行にあたり、遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 宅地建物取引業法施行規則の改正点（別紙1を参照）

国土交通大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者に対する業務停止処分等の監督処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならないこととされており（宅地建物取引業法第70条第1項）、その方法として、宅地建物取引業法施行規則第29条において、国土交通大臣の処分に係るものにあっては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあっては当該都道府県の公報によるものとされているところである。

現在は、情報化が十分に進展していること、また、都道府県の自主性を勘案し、その選択肢を広げるという観点から、都道府県による公告の方法について、公報への掲載の義務付けを廃止し、例示化することとし、所要の改正を行う。

2. 積立式宅地建物販売業法施行規則の改正点（別紙2を参照）

国土交通大臣又は都道府県知事は、積立式宅地建物販売業者に対する業務停止処分等の監督処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならないこととされており（積立式宅地建物販売業法第47条）、その方法と

して、積立式宅地建物販売業法施行規則第25条において、国土交通大臣の処分に係るものにあっては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあっては当該都道府県の公報によるとされているところである。

現在は、情報化が十分に進展していること、また、都道府県の自主性を勘案し、その選択肢を広げるという観点から、都道府県による公告の方法について、公報への掲載の義務付けを廃止し、例示化することとし、所要の改正を行う。

(別紙1)

○ 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

(監督処分の公告)

第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(監督処分の公告)

第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては当該都道府県の公報によるものとする。

(別紙2)

○ 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(処分の公告) 第二十五条 法第四十七条の規定による公告は、国土交通大臣の处分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の处分に係るものにあつては都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。	(処分の公告) 第二十五条 法第四十七条の規定による公告は、国土交通大臣の处分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の处分に係るものにあつては都道府県の公報による。